

消費者契約法等の一部を改正する法律の概要

1. 消費者契約法の一部改正

(1) 適格消費者団体の認定・監督における行政機関相互の連携

内閣総理大臣は、適格消費者団体の認定をしようとするときは、所定の事由について公正取引委員会及び経済産業大臣の意見を聞くものとする。

また、公正取引委員会及び経済産業大臣は、内閣総理大臣が適格消費者団体に対して適當な措置をとることが必要であると認める場合には、内閣総理大臣に対し、その旨の意見を述べることができるものとする。

(2) 差止請求権の行使状況に関する情報共有

内閣総理大臣は、適格消費者団体による差止請求権の行使状況について、電磁的方法を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置その他の方により、公正取引委員会及び経済産業大臣に伝達するものとする。

(3) その他、適格消費者団体が景品表示法及び特定商取引法上の差止請求権を行使し得ることとすることに伴う文言の修正等の所要の措置を講ずる。

2. 景品表示法の一部改正

適格消費者団体は、事業者が、不特定かつ多数の一般消費者に対して、商品又は役務の内容について著しく優良であると誤認される表示や、商品又は役務の取引条件について著しく有利であると誤認される表示をする行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、当該行為の差止請求をすることとすることとする。

3. 特定商取引法の一部改正

適格消費者団体は、販売業者等が、訪問販売・電話勧誘販売・通信販売・特定継続的役務提供・連鎖販売取引・業務提供誘引販売取引といった所定の取引類型に関し、不特定かつ多数の者に対して、

- ・不実告知、故意の事実不告知、威迫・困惑等の不当な勧誘行為
- ・著しく虚偽又は誇大な広告
- ・クーリング・オフを無意味にするような特約又は契約の解除等に伴う損害賠償等の額を過大にする特約等を含む契約の締結

を行ふおそれがあるときは、当該行為の差止請求をすることとすることとする。

4. 施行期日

平成21年4月1日（ただし、特定商取引法関係の改正に係る規定は、特定商取引法及び割賦販売法改正法の施行の日）

消費者契約法等の一部を改正する法律について

1. 消費者団体訴訟制度について

- 平成18年消費者契約法改正により、同法に消費者団体訴訟制度を導入

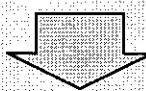
内閣総理大臣により認定された適格消費者団体が、消費者契約法上の事業者の不当行為に対して差止請求をすることができることとする。

→ 消費者被害の未然防止・拡大防止に資する。

2. 景品表示法及び特定商取引法への消費者団体訴訟制度の導入について

現 状

- 商品・役務の内容の多様化を背景として、景品表示法及び特定商取引法違反行為による消費者被害の急増。
消費者被害は、同種の被害が不特定多数の者に急速に拡大する。



- 公正取引委員会及び経済産業省の法執行のみでは、
消費者被害の未然防止・拡大防止という観点からは、
手が十分に行き届かない部分がある。

制 度 導 入 後

消費者団体訴訟制度を導入することにより、

- 同種被害が多数の消費者に拡大することを防止。
- より消費生活に密接な情報に基づいた景品表示法及び特定商取引法違反行為を撲滅する活動が期待される。
- 行政処分とは別に民事ルールとしての差止請求権を付与することにより、事案に応じて柔軟かつ迅速な解決を図ることができる。
- 公正取引委員会及び経済産業省のリソースをより迅速な対応が求められる重要な案件に集中させることができる。

3. 具体的な改正内容

(1) 消費者契約法

- ・内閣総理大臣と公正取引委員会及び経済産業大臣との連携
- ・差止請求権の行使状況に係る情報共有
- ・その他、適格消費者団体が景品表示法及び特定商取引法上の差止請求権を行使し得ることとすることに伴う所要の措置

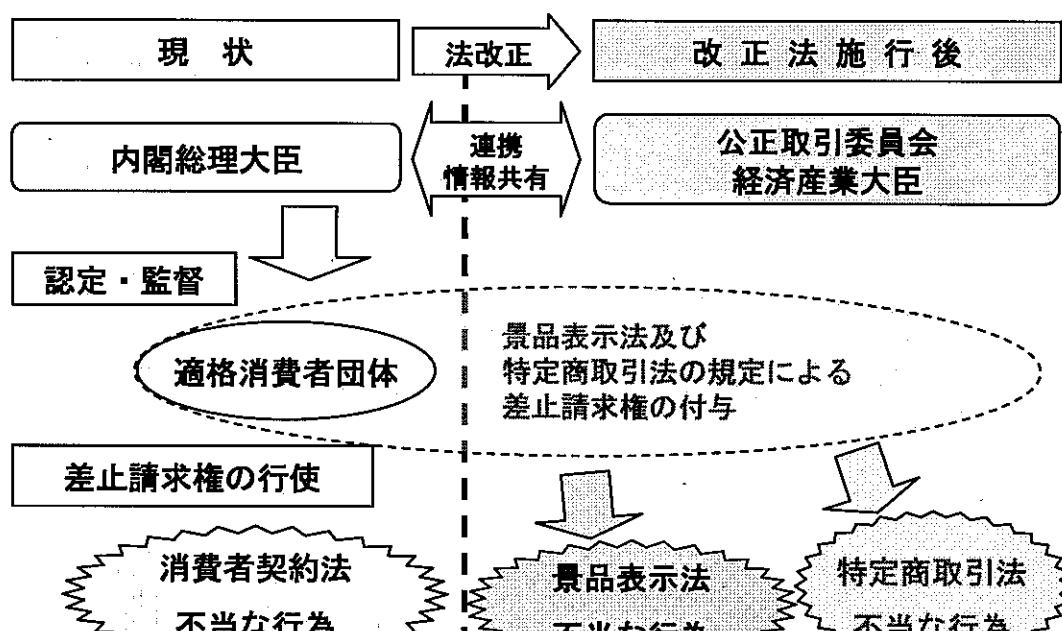
(2) 景品表示法

- ・差止請求権：適格消費者団体は、優良誤認表示・有利誤認表示といった景品表示法に規定する不当な行為について差止請求をすることができるとしている。

(3) 特定商取引法

- ・差止請求権：適格消費者団体は、不実告知や威迫・困惑等の不当な勧誘行為又はクーリング・オフを無意味にするような特約を含む契約の締結等の特定商取引法に規定する不当な行為について差止請求をすることができるとしている。

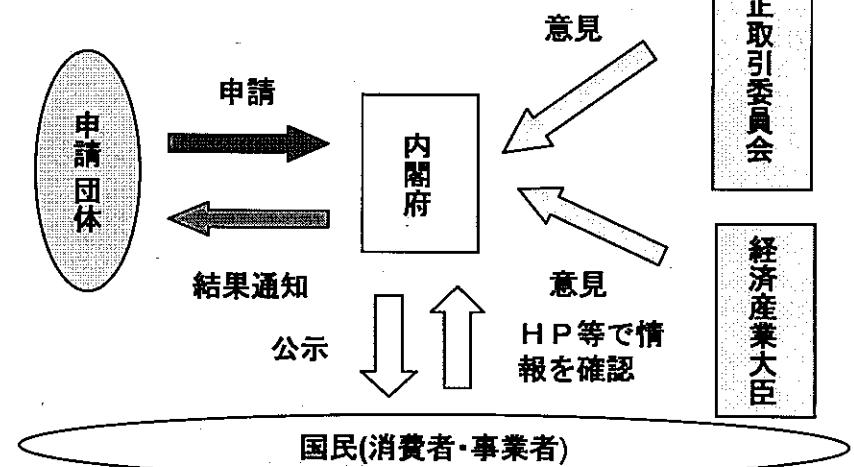
差止請求対象となる行為の拡大



適格消費者団体に景品表示法・特定商取引法に規定する消費者の判断を誤らせる不当な行為に対する差止請求権を付与することにより、消費者利益の擁護を図る。

適格消費者団体の認定・監督手続を一本化

消費者契約法上の手続



内閣府によるワンストップ窓口

- 申請団体の事務負担を軽減
- 行政コストの削減
- 内閣府での一元的な情報提供・問い合わせが可能